

地方公共団体金融機構の業務のあり方に関する検討に対する意見

平成 29 年 10 月 20 日

地方公共団体金融機構の業務のあり方に関する検討会委員

京都府井手町長 汐見 明 男

平成 20 年の設立以来、地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は地方債資金の共同調達機関として、町村にとって欠くことの出来ない重要な役割を果たしており、今後も大きな期待をするものである。

特に、次の点において、機構の取組を高く評価しており、今回の機構の業務のあり方の検討に当たっては、地方公共団体が資金調達に支障を来すことのないよう、現行の枠組みを堅持すべきである。

- 1 財政力が弱く、小規模な町村に対して、長期かつ低利な資金提供を行っていること。

・公営企業は、多額の投資経費が必要であり、その経費を長期にわたり利用者の料金収入で賄うことから、安定的な料金体系の構築のため、長期かつ低利の機構資金が重要である。

特に、住民に最も身近な上水道・簡易水道・下水道事業は、人口減少等による料金収入の減少や施設設備の老朽化の急激な進展等の課題がある中、町村において、将来にわたり安定的にこれらの上下水道サービスを住民に提供していくためには機構資金の果たす役割は大きい。

・一般会計の公共施設も耐用年数が長期にわたるものが多く、また、今後、公共施設の更新需要が見込まれ、総合的かつ計画的な管理計画を実施していく時期に来ていることから、住民負担の平準化、安定した財政運営の観点からも長期・低利である機構資金の果たす役割は大きい。

・当町においても、上下水道をはじめ機構からの借入を行っており、平成 27 年度決算における町債残高約 59 億円のうち、3 割程度である 17 億円を機構資金が占め、長期かつ低利の機構資金は町の円滑な財政運営に必要不可欠である。

2 資金調達、運用等についての専門的知識を有する職員が少ない町村に対する地方支援業務の拡大を図っていること。

・機構は、複雑・多様化する地方公共団体のニーズを踏まえ、社会情勢等に応じてタイムリーな地方支援業務を行っており、多数の町村が活用している。

- ・経営戦略の策定・実施に関する専門家派遣
- ・資金調達等に係る金融アドバイザー等の専門家派遣